

65歳以上の介護保険料

平成21年度から変更

介護保険制度では3年ごとに、介護サービスの利用者数を推計し、サービス量と費用を見込む介護保険事業計画を策定し、65歳以上の(第1号被保険者)の介護保険料を算出しています。平成21年度からは「第4期介護保険事業計画」がスタートし、介護保険料が変更になりました。

所得によって7段階に

介護保険料は所得によって段階ごとに分けられています。これまでの6段階から7段階に変更し、よりきめ細かい保険料段階にしました。

保険料基準額(月額)は

要介護・要支援認定者数は、年々増加し、サービスの利用者数も増えています。

今後も高齢化に伴い、より多くの介護サービスの利用が見込まれるため、介護保険料も上昇することが予想されましたが、これまで積み立てた基金を取り崩し、結果として保険料基準額(月額)を2,900円としました。平成12年から保険料基準額(月額)を2,915円としていたので、若干の引き下げとなりました。

3%引き上げられました。本来は、上昇分が介護保険料に直接結びつくところですが、保険料の急激な上昇を抑えるために、国が上昇分の一部(平成21年度は保険料上昇分の全額、平成22年度は2分の1の額)を負担し、皆さんの負担を軽減しています。

本人が市町村民税課税の場合、これまでは合計所得金額が200万円未満と200万円以上の人の2段階で区分されていました。が、今回から125万円未満の人、200万円未満の人、200万円以上の人の3段階になりました。さらに、これまでの第4段階のうち年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人に対する負担軽減を実施し、負担能力に応じた保険料となっています。

本人が市町村民税課税の場合、これまでは合計所得金額が200万円未満と200万円以上の人の2段階で区分されていました。が、今回から125万円未満の人、200万円未満の人、200万円以上の人の3段階になりました。さらに、これまでの第4段階のうち年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人に対する負担軽減を実施し、負担能力に応じた保険料となっています。

納め方は

介護保険の保険料は、40～64歳の人は医療保険の保険料と一緒に納めます。65歳以上の人の納め方には、年金からの特別徴収と、納付書による普通徴収があります。特別徴収：年額18万円以上の高齢・退職年金、遺族年金、障害年金を受給している人が対象。個人の保険料は7月下旬に「介護保険料額決定通知書」で通知

介護報酬改定に伴う軽減措置

国の緊急特別対策で介護従事者の処遇改善のために介護報酬が

普通徴収：年金額が年額で18万円未満、年度の途中で65歳になった人、他市町村から転入した人

などが対象。7月中旬に納付書を送付

滞納すると

特別な事情もなく、保険料を滞納していると、サービスを利用するときに、全額自己負担(後日9割分払い戻し)になったり、給付の1

部または全部が差し止めになるなど、未納の期間に応じて、段階的に措置が取られます。災害など特別な事情によって保険料を納めることが困難な場合には、保険料の徴収が猶予されたり、減額・免除される場合があります。※くわしくは介護保険課(☎201545)へ。

65歳以上の介護保険料(平成21～23年度)

保険料の段階	要件	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、本人が老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の人	17,400円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	17,400円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で第2段階以外の人	26,100円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	31,300円
	本人が市町村民税非課税で、上記以外の人	34,800円
第5段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	38,300円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	43,500円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上の人	52,200円